

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 24 年 6 月 27 日・東京都条例第 106 号

1 概要

(1) 改正理由

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 147 号）の施行等に伴い、1，4－ジオキサン等を有害物質として追加するとともに、公共用水域に排出する汚水の規制基準等を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。

(2) 改正内容

ア 有害物質の追加等（別表第 4 関係）

(ア) 「1，4－ジオキサン」及び「塩化ビニルモノマー」を有害物質に追加する。

(イ) 有害物質のうち、「シス－1，2－ジクロロエチレン」を「1，2－ジクロロエチレン」に改正する。

イ 公共用水域に排出される汚水の規制基準の新設等（別表第 7 4 の部関係）

次のとおり、1，4－ジオキサンの許容限度（単位 1 リットルにつきミリグラム）を新設する。

工場・指定作業場	許容限度
(ア) 水道水源水域に汚水を排出する新設の工場	0.05
(イ) (ア)以外の工場・指定作業場	0.5

ウ 公共用水域に排出される汚水の暫定基準の設定等（附則関係）

イの表(イ)の項にかかわらず、次のとおり、1，4－ジオキサンの暫定の許容限度（単位 1 リットルにつきミリグラム）を設定する。

業種	許容限度	適用期限
(ア) 感光性樹脂製造業	200	平成 27 年 5 月 24 日
(イ) エチレンオキサイド製造業	10	平成 27 年 5 月 24 日
(ウ) エチレングリコール製造業	10	平成 27 年 5 月 24 日
(エ) ポリエチレンテレフタレート製造業	2	平成 26 年 5 月 24 日
(オ) 下水道業((ア)の業種から汚水を受入れ)	25	平成 27 年 5 月 24 日

エ 地下に浸透される汚水の規制基準の新設等（別表第7 4の部関係）

(ア) 次のとおり、規制基準（単位 1リットルにつきミリグラム）を新設する。

項目	規制基準
① 1, 4—ジオキサン	0.05 以上検出されないこと。
② 塩化ビニルモノマー	0.0002 以上検出されないこと。

(イ) 1, 2—ジクロロエチレンの規制基準（単位 1リットルにつきミリグラム）を「シス—1, 2—ジクロロエチレンとして0.004 以上検出されないこと。」から「シス—1, 2—ジクロロエチレン又はトランス—1, 2—ジクロロエチレンとして 0.004 以上検出されないこと。」に改正する。

2 施行日

平成24年8月1日

3 問合せ先

東京都環境局自然環境部水環境課河川規制担当

直通 03-5388-3494

内線 42-655